

南九州市告示第185号

令和7年11月25日、加世田保健所狂犬病予防員から下記の通り犬を抑留した旨の通知を受けたので、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定により告示します。

令和7年11月27日

南九州市長　塗木弘幸

1 抑留場所

南さつま市加世田唐仁原1930番地 加世田動物管理所

電話番号：0993-53-4125

2 抑留犬の内容

抑留日	保護場所	種類	年齢	毛色	性別	体格	特徴など
11月25日	南九州市知覧町東別府	柴犬	1~2歳未満	茶白	オス	中	県道知覧喜入線232号、知覧町東別府二ツ谷集落の道路沿いに自動販売機がある付近で保護。首輪なし。

3 写真

